

㊦ 政策目標 5－2：多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進並びに税関分野における手続等の国際的調和の推進

1. 「政策の目標」に関する基本的考え方

世界経済の持続的な成長に資するためWTO（世界貿易機関）ドーハ・ラウンド交渉の早期妥結に向け、引き続き積極的に取り組むとともに、多角的な自由貿易体制を補完し、貿易自由化や経済活性化を迅速に推進する等の観点から、EPA（注）交渉も積極的に推進していきます。

WCO（世界税関機構）等の国際機関をはじめ、APEC（アジア太平洋経済協力）、ASEM（アジア欧州会合）等の地域協力の枠組み、EPAにおいて、税関手続の国際的調和・簡素化を推進するための取組や税関分野における国際貿易の安全確保に向けた取組がなされています。これらの取組等を通じ、税関手続の国際的標準化や税関行政に関する規則の統一等が図られることにより、国際貿易の円滑化が促進され、ひいては税関手続における利用者の利便性の向上、社会悪物品等の密輸阻止等にも資するものと考えられます。

主要な国際貿易国である我が国としても、こうした取組の重要性に鑑み、上記の国際機関、地域協力の枠組み及び経済連携等に、リーダーシップを発揮しつつ重点的に取り組みます。

（注）EPA（経済連携協定）：FTA（自由貿易協定）の要素（モノ・サービス貿易の自由化）に加え、投資や人の移動、二国間協力を含む包括的な経済連携を図る協定のことをいう。

2. 内閣の基本的な方針との関連

第168回、第170回国会 総理大臣所信表明演説

第169回、第171回国会 総理大臣施政方針演説

第169回国会 財務大臣財政演説

経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日閣議決定）

経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日閣議決定）

平成20年度予算編成の基本方針（平成19年12月4日閣議決定）

平成21年度予算編成の基本方針（平成20年12月3日閣議決定）

平成20年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（平成20年1月18日閣議決定）

平成21年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（平成21年1月19日閣議決定）

日本経済の進路と戦略（平成20年1月18日閣議決定）

新経済成長戦略のフォローアップと改訂（平成20年9月19日閣議決定）

経済財政の中長期方針と10年展望（平成21年1月19日閣議決定）

知的財産推進計画2007（平成19年5月31日知的財産戦略本部決定）

知的財産推進計画2008（平成20年6月18日知的財産戦略本部決定）

経済成長戦略大綱（平成18年7月6日財政・経済一体改革会議決定、平成19年6月19日改定、平成20年6月27日改定）

3. 重点的に進める業績目標・施策

業績目標 5-2-1：多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進

4. 平成20年度の事務運営の報告

④ 業績目標 5-2-1：多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進

〔平成20年度実施計画〕

① WTOにおける取組

WTOドーハ・ラウンド交渉は、関税引下げ等の貿易自由化に加え、貿易円滑化や不当廉売関税（ダンピング防止税）等の貿易規則の明確化・拡充も対象とするものであり、貿易自由化を通じた経済の活性化にとって重要な意義を持っています。

財務省は、多角的貿易体制の維持・強化に向け、開発途上国の関心や懸念にも配慮しつつ、同交渉の早期妥結に向け、積極的に取り組んでいます。また、この取組の中で、特に貿易手続の透明性・予見可能性・公平性の向上、簡素化・迅速化等を進める貿易円滑化交渉を積極的に推進していきます。

② EPAにおける取組

WTOを中心とする多角的な自由貿易体制を補完し、貿易自由化や経済活性化を迅速に推進する等の観点から、EPA交渉を積極的に進めています。「経済財政改革の基本方針2007」においては、その別表として掲げられたEPA工程表にしたがって交渉を積極的に推進し、その結果、平成21年初めにはEPA締結国が少なくとも3倍増超（12か国以上）になることが期待されています。また、米国・EUを含め、大市場国、投資先国等については、諸外国の動向、これまでの我が国との経済関係及び各々の経済規模等を念頭におきつつ、将来の課題として検討していくとされており、広域経済連携については、その研究を推進するとされています。

平成19年9月、チリとの間のEPA及びシンガポールとの間のEPA改正議定書がそれぞれ発効し、11月にはタイとの間のEPAが発効しました。財務省・税関はEPA発効後の円滑な協定運用に重要な役割を担っており、協定に基づく関税率、原産地規則等の適正かつ迅速な適用に引き続き努めています。

また、同年6月にはブルネイ、8月にはインドネシアとの間のEPAがそれぞれ署名され、11月にはASEAN（東南アジア諸国連合）全体との間のEPA交渉が妥結する等、交渉に大きな進展が見られます。更に、インド、豪州等6カ国・地域と交渉中であり、財務省としては、今後とも関係省庁との連携を密にした上で、これらの国・地域との目下の交渉に全力を傾注するとともに、関税政策を含めて経済財政全般に係わる立場から、EPAが国益にかなうものとなるよう、交渉に取り組んでいます。

こうした二カ国・地域間のEPAの取組が進展する一方で、広域経済連携の研究も進められてきています。日中韓及びこれにASEANを加えた「ASEAN+3」構想や、更にインド、豪州、ニュージーランドを加えた「ASEAN+6」構想、アジア太平洋地域の自由貿易圏（FTAAP）構想等、様々な検討が行われています。財務省としても、中長期的な検討課題として積極的に議論に参画していきます。

（注）この「平成20年度実施計画」は、平成20年度政策評価実施計画（20年3月策定）の「基本的考え方」を要約したものです。全文は、平成20年度政策評価実施計画のP95～96参照。

〔事務運営の報告〕

① WTOにおける取組

WTOドーハ・ラウンド交渉では、平成19年7月に、主要交渉分野である農業・NA MA（非農産品市場アクセス）において、両交渉議長による議長テキストが提示されました。そして、平成20年2月、5月、7月の3回の改訂を経た議長テキストに基づいて、同年7月にジュネーブにおいて、関税引下げ等の方式（モダリティ）の合意を目指すべく、閣僚会合が開催されましたが、合意には至りませんでした。その後、同年11月には、国際的な金融危機を受けて開催された金融・世界経済に関する首脳会合において、保護主義を拒否するとともにモダリティの年内合意に向けて努力することが合意されたこと等を受け、12月に第4次改訂議長テキストが提示されました。その後、年内の閣僚会合の開催には至らなかったものの、我が国は交渉の早期妥結に向けて引き続き粘り強く取

り組みました。

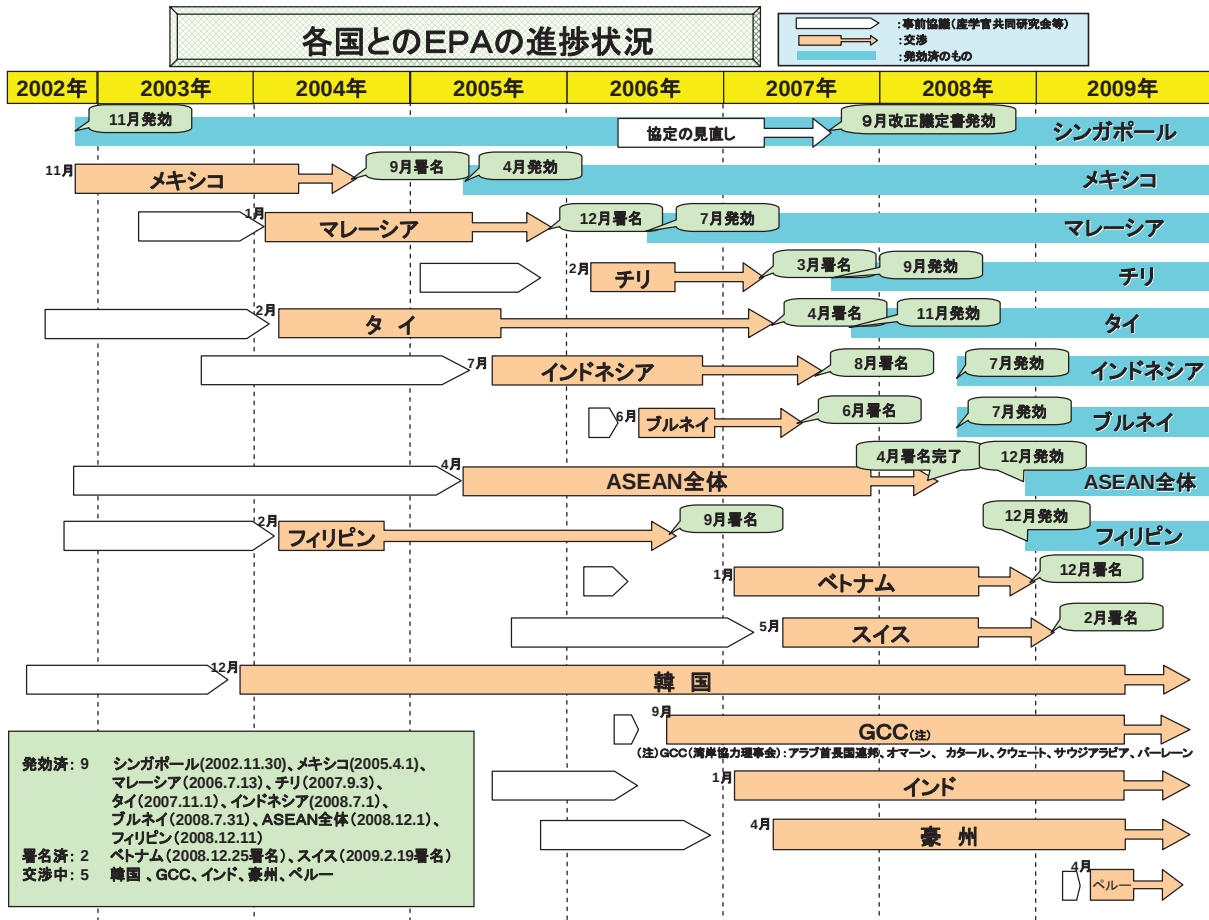
更に、貿易円滑化、貿易ルールについても、経済の活性化にとって重要な意義を持つとの考えに基づき、交渉が行われました。財務省は、交渉の早期妥結に向け、関係省庁と協力しつつ参画しました。

② E P Aにおける取組

平成19年度までに5か国との間でE P Aが発効済ですが、平成20年度には、新たにインドネシア（平成20年7月）、ブルネイ（同年7月）、ASEAN（東南アジア諸国連合）全体（同年12月）及びフィリピン（同年12月）との間のE P Aが発効しました。財務省はE P A発効後の円滑な協定運用に重要な役割を担っており、協定に基づく関税率、原産地規則等の適正かつ迅速な適用に引き続き努めました。

また、交渉中のE P Aについて、財務省としては、政府の基本方針を踏まえ、関税政策等を所管する立場から、特に物品の貿易、原産地規則、貿易円滑化に向けた税関協力といった分野を中心に交渉に積極的に関与しました。ベトナムとの間のE P A交渉は、平成20年9月に大筋合意し、同年12月に署名に至りました。また、スイスとの交渉は、平成20年9月に大筋合意し、平成21年2月に署名に至っています。更に、インド、豪州等4か国・地域との交渉・協議に積極的に取り組みました。また、ペルーとの間では、平成21年3月にE P A交渉の開始に向けた準備会合を開催しました。この結果、9か国・地域とのE P Aが発効済み、2か国とのE P Aが署名済み、4か国・地域（平成21年6月現在では5か国・地域）とのE P Aが交渉中となっています。（平成21年4月には、日ペルーE P Aの交渉開始が決定されました。）

(参考) 各国との経済連携の進捗状況(平成21年6月現在)

**業績目標 5-2-2: 税関分野における手続等の国際的調和の推進****[平成20年度実施計画]****① WCO等国際機関等における取組**

WCOにおいては、「基準の枠組み(国際貿易の安全確保及び円滑化のための基準の枠組み)」(平成17年6月採択)や「改正京都規約(税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約)」(平成18年2月発効)の実施に積極的に取り組みつつ、各国に対しても着実な実施を奨励していきます。また、知的財産侵害物品の水際取締りのための国際的な基準(SECURE(知的財産侵害物品の取締りのための基準))の策定とその実施に向けて、積極的に取り組んでいきます。また、「模倣品・海賊版拡散防止条約(仮称)」の早期実現を目指し、関係省庁と協力して、諸外国との交渉に取り組めます。更に、「認定された経済事業者(AEO)制度に関するガイドライン(平成18年6月採択、平成19年6月に「基準の枠組み」に一体化)」の実施にも積極的に取り組んでいきます。更に、後述のとおり、米国・EUに加え豪州・ニュージーランドやアジア諸国との間において、AEO事業者の相互認証に向けた取組を引き続き推進していきます。

また、WTOドーハ・ラウンドにおいては、貿易手続の透明性等の向上、簡素化・迅速化等を進める貿易円滑化交渉において、他の加盟国とともに具体的な提案を行う等、交渉の進展に積極的に貢献していきます。

更に、各国における非特恵原産地規則の透明性・予見可能性の向上を目的として、WTO協定に基づく非特恵原産地規則の国際的な調和(統一)作業に積極的な貢献を行うとともに、規則が我が国の慣行に照らし十分合理性を有するものとなるよう努めていきます。

② APEC、ASEM等の地域協力の枠組みにおける取組

APECでは、税関手続小委員会において、域内の関税率品目表の統一かつ着実な実施を目的とした「HS条約(「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」)の採用」や「通関所要時間調査」等の16項目からなる共同行動計画を設定し、域内各メンバーが協力してその実施に向けた活動を行っています。また、APEC域内におけるシングル・ウィンドウ発展を目

指すシングル・ウィンドウ・イニシアティブへ積極的に貢献しています。

更に、平成19年7月に承認された「平成22年までにAPEC域内貿易取引コスト5%削減を実現するための具体的な行動計画」は、引き続きメンバーにその実施を奨励することにより、APEC域内の貿易円滑化に着実に取り組んでいます。

ASEMでは、平成19年11月に我が国が議長として、横浜においてASEM関税局長・長官会合を主催し、①安全かつ円滑な貿易、②知的財産保護、③新たな脅威や不正手法に対抗するための効率的な社会保護、④環境問題、⑤協力及び人材育成等の課題に対応するための諸方策を「横浜宣言」として取りまとめました。また、同会合では我が国主導の下、「2008年までの貿易円滑化のための行動計画」を策定し、承認されました。本会合の成果を踏まえ、我が国としては、ASEM域内の税関が共通して直面する課題への対応に引き続き主導的な立場で貢献していきます。

③ EPAにおける税関協力に関する取組

EPAの交渉分野には、貿易円滑化を促進する観点から、税関手続の国際的調和・簡素化を推進するための税関協力等が含まれています。

これまで署名もしくは発効に至っているEPAには、税関手続の国際的調和・簡素化及び税関当局間の協力に関する規定が盛り込まれており、今後のEPA交渉においても、貿易の自由化のみならず税関協力も推進し、貿易円滑化に資するよう積極的に取り組んでいます。

④ 税関当局間の情報交換等に関する取組

EPA等を通じて貿易円滑化に取り組む一方で、国際物流の増大に伴い、不正薬物、銃砲等や知的財産侵害物品の密輸の危険性が高まっています。こうした社会悪物品や知的財産侵害物品の水際におけるより効果的な取締りを推進するため、他国の税関当局との間で、関連する情報の交換を行うために相互に支援すること、また、貿易円滑化への取組を含む税関当局間の協力関係を強化すること等を定めた政府間協定・税関間取決めがあります。米国、豪州、ニュージーランド、韓国、カナダ、中国に加え、平成19年度においては、新たに香港（平成20年1月）及びEC（平成20年2月）と締結しました。今後は、現在協議中のロシア、マカオ、更にはEC諸国等との締結に向け努力していきます。

更に、これまで署名もしくは発効に至っているEPAのうち、シンガポール、マレーシア、タイ、フィリピン、ブルネイ及びインドネシアとのEPAには、同協定と同様、水際取締りのための情報交換の規定が盛り込まれており、今後のEPA交渉においても、同様の規定が盛り込まれるよう協議を進めています。

このように、主要国とのこれらの協定等の締結に向けた取組が着実な成果を挙げており、今後とも積極的に取り組んでいます。

（注）この「平成20年度実施計画」は、平成20年度政策評価実施計画（20年3月策定）の「基本的考え方」を要約したものです。全文は、平成20年度政策評価実施計画のP97～99参照。

〔事務運営の報告〕

① WCO等国际機関等における取組

WCOにおいては、「基準の枠組み（国際貿易の安全確保及び円滑化のための基準の枠組み）」（平成17年6月採択。平成19年6月にAEOガイドライン（平成18年6月採択）を一体化。）の実施を推進するため、途上国を対象とした技術協力プロジェクト等の各国での取組を継続的に進めました。改正京都規約については、平成18年2月の発効後、国際会議の場などを通じて、各国へ同規約に加入するよう働きかけを続けています。

貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者（輸出入者等）を認定し、通関手続きの簡素化等の便益を与えるAEO（認定事業者）制度については、「基準の枠組み」を踏まえ、積極的に拡充してきたところですが、引き続き国際物流におけるセキュリティ対策の強化と物流の円滑化の両立に努めました。

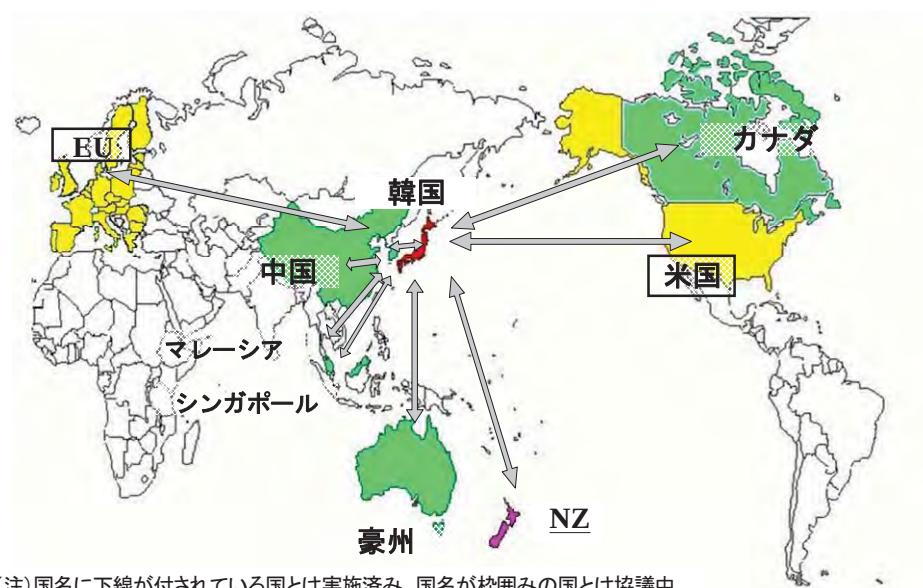
また、WCOの基準に整合的なAEO制度を導入した各国当局間において、同制度を相互に承認し二国間の安全かつ円滑な物流を目指す相互承認協議に積極的に取り組みました。具体的には、ニュージーランドとの間では、平成20年5月14日、我が国にとって

初めての、世界的にも2例目、双方向の物流を対象とした取組としては世界で最初の合意を行いました。また、米国、EUとの間で相互承認協議を進めました。更に、日中韓3か国関税局長・長官会議での合意を踏まえ、中韓との間で、AEOプログラムに係るワーキンググループ設置に合意したほか、カナダ、シンガポール及びマレーシアとの間でも相互の制度について研究を行いました。

知的財産侵害物品の水際取締りについては、SECUREの策定作業を含め、WCOにおける議論に積極的に参加しました。「模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）」についても、その早期実現に向け積極的に議論に参加するとともに、日中韓での意見交換を進める等、国際的な協調を進めました。

WTO貿易円滑化交渉については、貿易手続の透明性の向上、簡素化等を進めるため、議論が行われていますが、我が国としても、他の加盟国と共同で貿易手続の透明性を向上させるための提案を行う等の取組を通じ、交渉の進展に貢献しました。

（参考）各国とのAEO相互承認協議の進捗状況（平成21年6月現在）



（注）国名に下線が付されている国とは実施済み、国名が枠囲みの国とは協議中、それ以外の国とは互いの制度について研究中

② APEC、ASEM等の地域協力の枠組みにおける取組

APECにおいて、我が国は、税関手続小委員会における16項目の共同行動計画のうち、「通関所要時間調査」及び「HS条約の採用」の調整役を務めており、「通関所要時間調査」の技術協力プロジェクトをブルネイで実施しました。また、「HS条約の採用」の技術協力プロジェクトをパプアニューギニアで実施しました。

更に、APEC域内のシングル・ウィンドウの発展を目指すシングル・ウィンドウ・イニシアティブについては、同ワークショップにおいて我が国の取り組みを紹介するなど、積極的に貢献しました。

ASEMにおいては、関税局長・長官会合の下に設置される税関作業部会において、

アジア側の主要メンバーとして参加、税関手続の調和・簡素化、不正薬物・銃砲の密輸防止等、手続・執行面におけるアジア・欧州間の税関協力促進に積極的に貢献しました。

③ E P Aにおける税関協力に関する取組

E P A交渉において、税関手続の国際的調和・簡素化や税関協力を推進するための規定を盛り込むよう積極的に取り組みました。平成20年度に署名もしくは発効に至ったインドネシア、ブルネイ、A S E A N全体、フィリピン、ベトナム及びスイスとのE P Aにおいては、交渉の結果、税関分野に関する規定が盛り込まれました。また、交渉中のE P Aにおいても、同様の規定を盛り込むよう取り組みました。

④ 税関当局間の情報交換等に関する取組

不正薬物、銃砲及び知的財産侵害物品等の水際におけるより効果的な取締りを推進するため他国の税関当局との間で関連する情報の交換を行うこと、また貿易円滑化に向けた税関当局間の協力関係を強化することを目的として、政府間協定・税関当局間取決め（税関相互支援協定）の締結に向け積極的に取り組みました。平成19年度までに締結された8か国・地域に加え、平成20年度においては、新たにマカオと締結（平成20年9月）するとともに、オランダと署名（平成21年3月）しました。（平成21年5月にはロシアと締結しました。）

また、平成20年度に署名されたベトナム、スイスとの間のE P Aにおいても、水際取締りのための情報交換を含む税関の相互支援に係る規定が盛り込まれました。

（参考）税関相互支援協定等の締結数 （単位：国・地域）

	平成17年度	18年度	19年度	20年度
締結数	7	9	14	18

（出所）関税局参事官室（国際調査担当）調

（注1）各年度末における累計。

（注2）締結数には、税関相互支援協定及び税関相互支援協定と同様の規定が盛り込まれているE P A（署名済（未発効）のものを含む）を計上。

（注3）「平成21年度政策評価実施計画」において、新しく「業績指標」に追加した。

（参考）税関相互支援協定等の現状（平成21年6月現在）

締結済 （署名済（未発効）のものを含む） （19か国・地域）	○E P A関連（注1）（8か国） シンガポール（2002年11月）、マレーシア（2006年7月）、タイ（2007年11月）、インドネシア（2008年7月）、ブルネイ（2008年7月）、フィリピン（2008年12月）、ベトナム（2008年12月署名（未発効））、スイス（2009年2月署名（未発効）） ○政府間協定（6か国・地域） 米国（1997年6月）、韓国（2004年12月）、中国（2006年4月）、E C（2008年2月）、オランダ（2009年3月署名（未発効））、
--------------------------------------	---

	ロシア（2009年5月） ○税関当局間取決め（5か国・地域） オーストラリア（2003年6月）、ニュージーランド（2004年4月）、 カナダ（2005年6月）、香港（2008年1月）、マカオ（2008年9月）
交渉中 （3か国・地 域）	○EPA関連（注2）（3か国・地域） インド（2007年1月～）、GCC（湾岸協力会議）（2006年9月～）、ペ ルー（2009年4月～）

（注1）EPAの条文の中に税関の相互支援に係る規定が盛り込まれているもの。

（注2）EPAの条文の中に税関の相互支援に係る規定を盛り込む方向で交渉中。

【事務運営プロセスの改善に係る取組】

WTOドーハ・ラウンド交渉やEPA交渉への取組を効率的に進めるため、関係省庁と様々なレベルの意見交換を行う等連携を図りつつ、政府一体となって取り組みました。

また、国際会議等に当たっては、事前に関心事項を共有する国々と個別に意見交換するなど、効率的な議論の促進を図りました。

政策目標に係る予算額：平成20年度予算額：40百万円〔19年度予算額：91百万円〕

当該予算は、多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進や、税関分野における手続等の国際的調和の推進に係る経費です。

平成20年度予算の主な減要因は、平成19年度限りで行われたAEO制度に関する調査・研究に係る経費の減によるものです。

5. 平成19年度政策評価結果の政策への反映状況

（1）多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進

① WTOにおける取組

WTOにおいては、ドーハ・ラウンド交渉の早期の妥結に向けて、関税政策等を所管する立場から、関係省庁と連携しつつ、取り組みました。

貿易円滑化交渉については、貿易手続の透明性の向上、簡素化等を進めるため、積極的に交渉を推進しました。

② EPAにおける取組

EPAにおいては、WTOを中心とする多角的な自由貿易体制を補完し、貿易自由化や経済活性化を迅速に推進する等の観点から、「経済財政改革の基本方針2008」等に基づき、交渉を積極的に進めました。平成20年度においては、インドネシア、ブルネイ、AEAN全体及びフィリピンとの間のEPAが発効し、ベトナム、スイスとの間のEPAは署名に至りました。更に、インドや豪州等の交渉中のEPAについても、交渉に積極的に取り組みました。

(2) 税関分野における手続等の国際的調和の推進

① E P Aにおける取組

E P A交渉においては、貿易の自由化のみならず税関協力も推進し、貿易円滑化に資するよう積極的に取り組みました。平成20年度に署名されたベトナム、スイスとの間のE P Aにおいては、税関手続の国際的調和・簡素化及び税関協力に関する規定が盛り込まれました。

② W C O等国际機関等における取組

W C Oにおいて策定された「基準の枠組み」の実施に努め、米国、E U等との間でA E O制度の相互承認協議等を進めました。また、「基準の枠組み」の実施に向けた途上国への技術協力プロジェクト等に積極的に参画しました。また、改正京都規約については、引き続き、加入・実施の促進のため、国際会議等の場で各国に働きかけを行いました。更に、知的財産侵害物品の水際取締りについては、S E C U R Eの策定作業を含め、W C Oにおける議論に積極的に参加しました。

W T Oにおける貿易円滑化交渉においては、貿易手続の透明性の向上、簡素化等を進めるため、他の加盟国と共同で貿易手続の透明性を向上させるための具体的な提案を行うなど、交渉の推進に貢献しました。

③ A P E C、A S E M等の地域協力の枠組みにおける取組

A P E Cにおいては、我が国は、「H S条約の採用」及び「通関所要時間調査」の技術協力プロジェクトを実施、途上エコノミーの貿易円滑化推進に取り組みました。

A S E Mにおいては、アジア側の主要メンバーとして、税関手続の調和・簡素化、不正薬物・銃砲の密輸防止等、手続・執行面におけるアジア・欧州間の税関協力促進に積極的に貢献しました。

④ 税関当局間の情報交換等に関する取組

社会悪物品や知的財産侵害物品の水際におけるより効果的な取締り等を推進する情報の交換を行うため、また、貿易円滑化への取組に係る協力を強化するため、税関相互支援協定等の締結に向け取り組みました。平成20年度においては、マカオと締結し、オランダとは署名に至りました。また、平成20年度に署名されたベトナム、スイスとの間のE P Aにおいては、税関当局間の情報交換の規定が盛り込まれました。

6. 目標を巡る外部要因等の動向

(1) 世界全体の貿易額及び我が国の貿易動向

総合目標 5 6. (5) (P 102) 参照。

○参考指標 総5-5：世界全体の貿易額 (P 103に掲載)

○参考指標 総5-6：輸出入額及び貿易バランス (対G D P比を含む) の推移 (P 103に掲載)

(2) 関税負担率の推移とその国際比較

総合目標5 6. (6) (P103) 参照。

○参考指標 総5-7：関税負担率の推移とその国際比較 (P104に掲載)

(3) 地域貿易協定の年次別推移

総合目標5 6. (7) (P104) 参照。

○参考指標 総5-8：地域貿易協定の年次別推移 (P104に掲載)

(4) 税関手続の調和・簡素化に向けた取組

各国の税関手続の調和や簡素化のため、関係国・機関等による国際会議が頻繁に開催され、活発な議論が行われています。

○参考指標 5-2-1：関係国際会議における活動状況 (単位：回)

	平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
出席回数	41	34	46	50	49

(出所) 関税局参事官室(国際調査担当)、参事官室(国際機構担当)、経済連携室、関税課調

(注) 税関手続関連の経済連携交渉会合、AEO相互承認協議、日ASEAN原産地規則作業部会、WTO貿易円滑化交渉会合、WTO原産地規則委員会、WCO常設技術委員会、APEC税関手続小委員会、ASEM手続作業部会及び関連会議への出席回数。

7. 今後の政策等に反映すべき事項

(1) 今後の方針

政策目標5－2 多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進並びに税関分野における手続等の国際的調和の推進

引き続き推進

改善・見直し

廃止

業績目標 5-2-1：多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進

引き続き推進

改善・見直し

廃止

業績目標 5-2-2：税関分野における手続等の国際的調和の推進

引き続き推進

改善・見直し

廃止

(2) 企画立案に向けた提言

① 多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進

イ WTOにおける取組

WTOにおいては、ドーハ・ラウンド交渉の早期妥結に向けて、関税政策等を所管する立場から、関係省庁と連携しつつ、引き続き取り組みます。

貿易円滑化交渉については、貿易手続の透明性の向上、簡素化等を進めるため、引き続き交渉を推進していきます。

ロ EPAにおける取組

EPAにおいては、WTOを中心とする多角的な自由貿易体制を補完し、貿易自由化や経済活性化を迅速に推進する等の観点から、引き続き、政府の基本方針に基づき、交渉を積極的に進めていきます。

② 税関分野における手続等の国際的調和の推進

イ 国際的な枠組みにおける取組

WCOの「基準の枠組み」等の実施に積極的に取り組むこととし、各国における着実な実施についても貢献していきます。また、WCOの金融危機下における貿易円滑化等に係る取組についても積極的に協力していきます。また、「基準の枠組み」に沿ってAEO制度を活用し、一層の国際貿易の安全強化と円滑化を図るため、米国、EU等との間の相互承認の早期実現に向けて引き続き積極的に協議を推進していきます。

WTOにおける貿易円滑化交渉については、貿易手続の透明性の向上、簡素化等を進めるため、引き続き交渉を推進していきます。

ロ APEC、ASEM等の地域協力の枠組みにおける取組

APECにおいては、「HS条約の採用」及び「通関所要時間調査の実施」について、調整国として引き続きその実施及び技術協力等で取り組む等の貢献を行います。

また、我が国は平成22年にAPEC首脳会議等を主催することが決定しています。特に、税関手続小委員会においては、我が国税関が議長を務め、APEC域内の税関協力を通じた貿易円滑化に主導的な立場で臨みます。ASEMにおいては、税関作業部会の場合等を通じ、手続・執行面におけるアジア・欧州間の税関協力促進に取り組んでいきます。

ハ EPAにおける税関協力に関する取組

EPA交渉において、貿易円滑化を促進する観点から、税関手続の国際的調和・簡素化や税関協力等の推進に引き続き積極的に取り組んでいきます。

二 税関当局間の情報交換等に関する取組

不正薬物、銃砲及び知的財産侵害物品等の水際におけるより効果的な取締りを推進するため他国の税関当局との間で関連する情報の交換を行うこと、また貿易円滑化に向けた税関当局間の協力関係を強化することを目的として、税関相互支援協定等の締結に向け引き続き積極的に取り組んでいきます。

(3) 平成22年度予算要求等への反映

世界経済の持続的な成長に資するため、WTOドーハ・ラウンド交渉やEPA交渉などの多国間、地域ワイド及び二国間における経済連携の積極的な推進及びアジア太平洋地域等での税関手続等の国際的調和の推進に必要な経費の確保に努めます。特に、平成22年に我が国がAPEC首脳会議等を主催することに鑑み、必要な経費の確保に努めます。